

週刊WEB

# 企業 経営

MAGA  
ZINE

Vol.710 2021. 2. 2

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2021年1月25日号

## バイデン政権が発足

～安定政権も、新型コロナ対策と追加経済対策  
が喫緊の課題となる中で厳しい船出

経済・金融フラッシュ 2021年1月27日号

## IMF世界経済見通し

～ワクチン普及加速で見通しを上方修正

経営 TOPICS

統計調査資料

## 全国中小企業動向調査結果

(2020年10-12月期実績、2021年1-3月期以降見通し)

経営情報レポート

## 職場環境を整え社員のパフォーマンスを向上させる 労働安全衛生法改正のポイント

経営データベース

ジャンル:経営戦略 > サブジャンル:IPO(株式公開)

## 公開市場の種類と特徴

## 公開後のディスクロージャー制度

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

発行:税理士法人 森田会計事務所

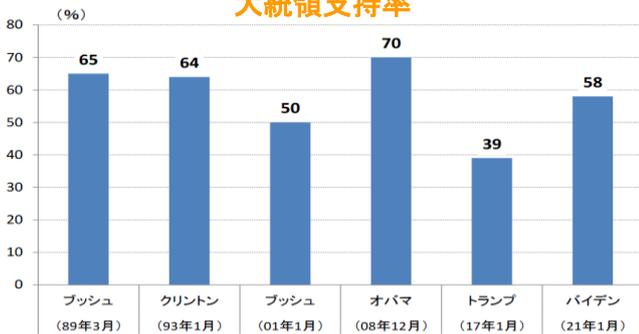
ネット  
ジャーナル

# バイデン政権が発足 ～安定政権も、新型コロナ対策と追加経済対策 が喫緊の課題となる中で厳しい船出

ニッセイ基礎研究所

**1** 1月20日にジョー・バイデン氏が第46代大統領に就任した。バイデン政権は上下院で与党民主党が過半数を占める安定政権としての政権運営となる。

大統領支持率



(資料)ピューリサーチセンター (21年1月)

**2** バイデン大統領に指名された経済閣僚は前政権とは異なり、性別や人種などで多様性が重視されたほか、担当政策分野の専門家が配置されており即戦力の布陣となっている。

**3** バイデン政権は優先的な政策課題を「新型コロナ対策」、「気候変動」、「人種平等」、「経済」、「医療制度」、「移民」、「米国の世界的な地位回復」としており、これらの分野で就任初日から多くの大統領令に署名し、前政権からの政策転換を精力的に推進している。

**4** 喫緊の課題である新型コロナ対策や追加経済対策に対しては、新型コロナ対策でワクチン接種や感染の抑制、学校や職場の再開など、7つの政策目標からなる国家戦略を提示した。

また、追加経済対策では「米国救済計画」として家計の直接給付やワクチン接種のための費用などを盛り込んだ1.9兆ドル規模の対策案を議会に要求している。

「米国救済計画」の概要

項目	経済規模 (10億ドル)
・家計に対する直接給付 (1人当たり1,400ドル)	465
・州・地方政府支援	350
・失業給付の拡充(週400ドルの追加支給、支給期限を9月まで延期)	350
・全国的なワクチン接種プログラム、 コロナ検査、新型コロナ封じ込め	160
・学校再開支援	170
・児童税額の引き上げ (子供1人当たり3,000ドル)	120
・住居の強制退去の猶予措置の延長	30
・保育所への支援	25
・そのほか(最低時給15ドル、食料 支援拡充、有給病気休暇義務付け等)	200
合計	1,870

(注) 経済規模は米シンクタンク「責任ある財政委員会」(CRFB)が試算

(資料)「米国救済計画」、CRFBよりニッセイ基礎研究所作成

**5** 一方、安定政権とは言え、上院では与野党の議席数が拮抗しているため、政権運営では野党共和党のみでなく、与党民主党内の保守や左派にも配慮する必要があり、議会での調整手腕が評価されてきたバイデン大統領の真価が問われよう。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、  
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」  
よりご確認ください

# IMF世界経済見通し ～ワクチン普及加速で見通しを上方修正

ニッセイ基礎研究所

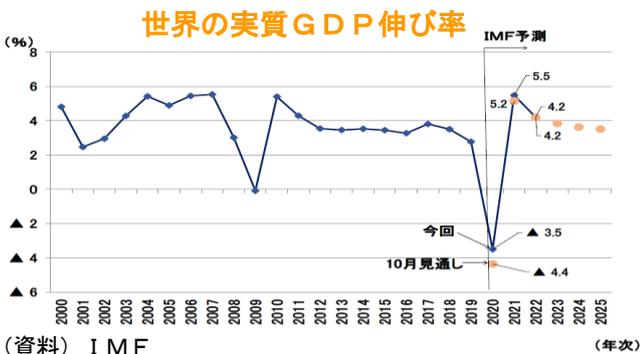
## 1 内容の概要:

### 20年は上振れ、21年も上方修正

1月26日、国際通貨基金（IMF）は世界経済見通し（WEO；World Economic Outlook）の改訂版を公表し、内容は以下の通りとなった。

#### 【世界の実質GDP伸び率】

- 2020年は前年比▲3.5%となる見込みで、昨年10月時点の見通し（同▲4.4%）から上振れ
- 2021年は前年比+5.5%となる見通しで、昨年10月時点の見通し（同+5.2%）から上方修正
- 2022年は前年比+4.2%となる見通しで、昨年10月時点の見通し（同+4.2%）と同じ



## 2 内容の詳細:想定より速い

### ワクチン普及が経済回復に寄与

IMFは、今回の見通しを「政策支援とワクチンが経済活動を活性化させる見込み（Policy Support and Vaccines Expected to Lift Activity）」と題して作成した。世界経済成長率を見ると、20年の見込みで前回見通しから0.9%ポイント上振れ、21年も0.3%ポイント上方修正している。IMFはその理由として、20年については、下半期の回復が予想を上回る勢いであったこと、対人接触の回避に経済活動

が適応してきたことを挙げている。

また21年については、今年後半のワクチン普及による景気拡大期待と米国や日本をはじめとした追加の財政出動を反映した結果としている。なお、国別に見ると、20年については改定見通しで公表している30か国中25か国が上振れしており、下振れは5か国のみとなった。また21年については、上方修正が12か国、下方修正が18か国となり、世界全体では上方修正されているが、個別にみると下方修正されている国も多い。IMFでは、今回のベースラインの見通し作成に対する前提として、主に以下の点を挙げている。

#### 【ベースライン見通しについての主要な前提】

- 21年夏には先進国および一部の新興国にワクチンが広く普及し、22年下半期にはほとんどの国で利用可能になる  
（前回見通しより普及が速いと想定）
- ワクチンが広く利用可能になるまで、（変異種への対応を含め）ロックダウンの可能性はある
- 世界全体で、21年から22年にかけて、治療法がさらに効率的で利用しやすくなっていく
- （上記のワクチンや治療法により）22年末までにはウイルス感染は低水準に抑制され、一部の国では、これよりも早く感染を抑制できる
- 見通し期間の22年末までは、主要中央銀行で現行の低金利政策が維持される
- 21年の原油価格は上昇するが、19年平均水準よりは低位となる。原油以外の一次産品価格は上昇、特に金属価格は高騰すると見られる

経済・金融フラッシュの全文は、  
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」  
よりご確認ください。

経営 TOPICS  
統計調査資料  
抜粋

# 全国中小企業動向調査結果 (2020年10-12月期実績、2021年1-3月期以降見通し)

日本政策金融公庫 2021年1月25日公表

## 中小企業の景況

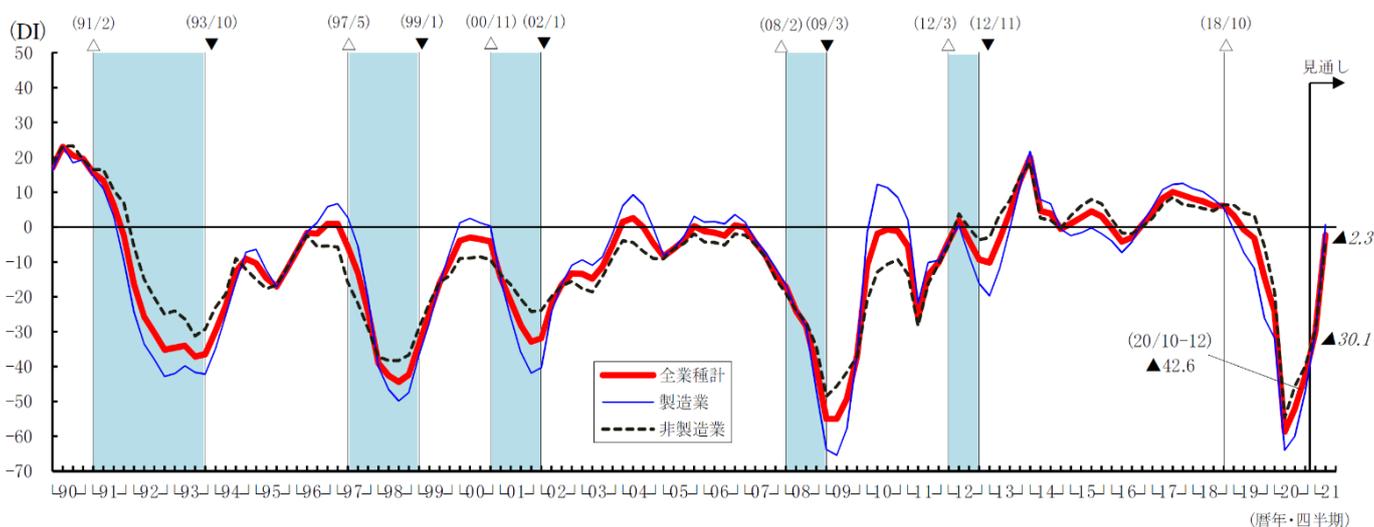
中小企業の景況は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある

### 1 業況判断

- 今期（2020年10-12月期）の業況判断DIは、前期（2020年7-9月期）からマイナス幅が9.4ポイント縮小し、▲42.6となった。
- 来期（2021年1-3月期）は▲30.1とマイナス幅が縮小し、来々期（2021年4-6月期）は▲2.3となる見通しである。

### 業況判断DIの推移(季節調整値)

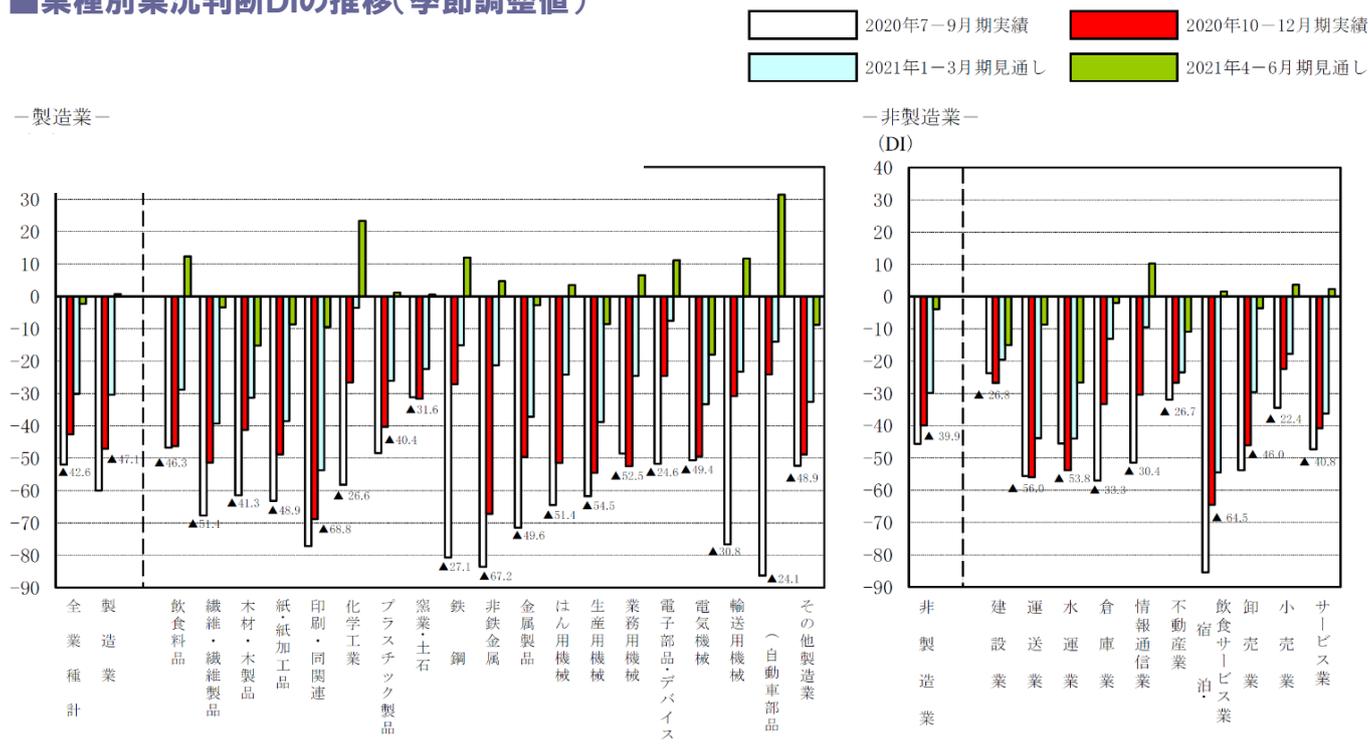
	2019/10-12	2020/1-3	2020/4-6	2020/7-9	2020/10-12 (前回見通し)	2021/1-3 (前回見通し)	2021/4-6
業況判断DI (季節調整値)	▲14.4	▲24.4	▲58.7	▲52.0	▲42.6 (▲47.7)	▲30.1 (▲34.5)	▲2.3
製造業	▲26.1	▲31.9	▲64.0	▲60.0	▲47.1 (▲55.6)	▲30.4 (▲38.1)	0.7
非製造業	▲5.5	▲18.7	▲54.6	▲45.6	▲39.9 (▲41.4)	▲29.9 (▲31.8)	▲3.9



(注) 1 業況判断DIは、調査対象企業の業況が前年同期比で「好転」と回答した企業割合から「悪化」と回答した企業割合を差し引いた値（季節調整値）。  
2 図中の数字は全業種計の値。斜体は見通しの値を示す。（以下同）

- 今期の業況判断DIを業種別にみると、製造業は、鉄鋼、輸送用機械、化学工業、電子部品・デバイス等でマイナス幅が縮小した。
- 非製造業は、倉庫業、情報通信業、宿泊・飲食サービス業、小売業等でマイナス幅が縮小した。

## ■業種別業況判断DIの推移(季節調整値)



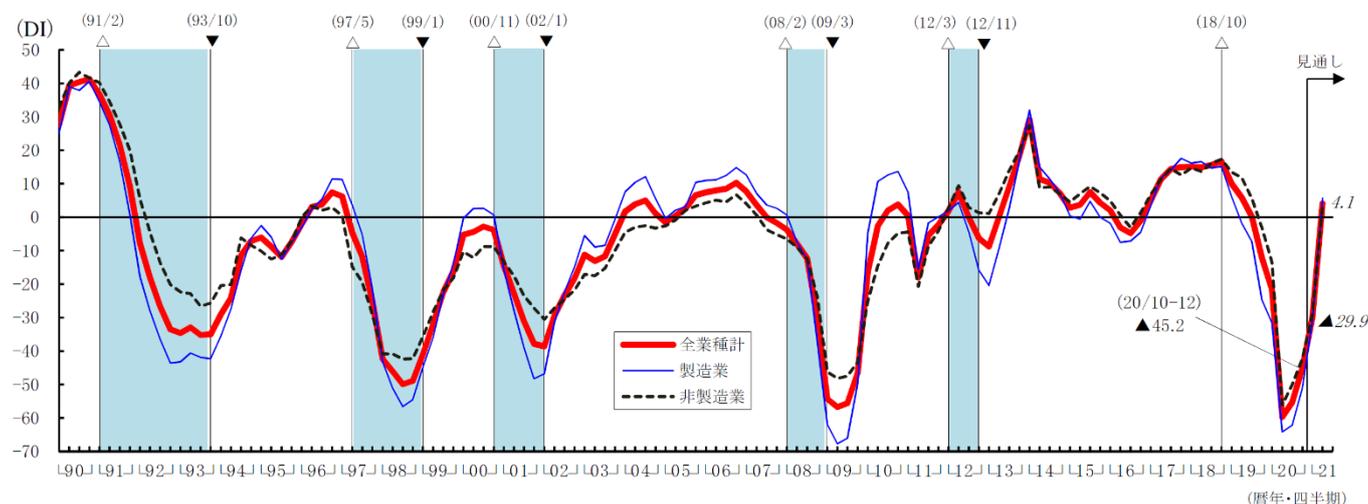
(注) 図中の数字は今期の実績値を示す。

## 2 売上

- 今期の売上DIは、前期からマイナス幅が10.1ポイント縮小し、▲45.2となった。
- 来期は▲29.9とマイナス幅が縮小し、来々期は4.1となる見通しである。

## ■売上DIの推移(季節調整値)

	2019/10-12	2020/1-3	2020/4-6	2020/7-9	2020/10-12 (前回見通し)	2021/1-3 (前回見通し)	2021/4-6
売上DI (季節調整値)	▲ 12.1	▲ 21.7	▲ 59.7	▲ 55.3	▲ 45.2 (▲ 48.2)	▲ 29.9 (▲ 34.0)	4.1
製造業	▲ 24.7	▲ 31.6	▲ 64.2	▲ 62.1	▲ 51.2 (▲ 54.5)	▲ 30.9 (▲ 36.4)	5.8
非製造業	▲ 3.1	▲ 13.4	▲ 56.1	▲ 50.0	▲ 42.2 (▲ 43.2)	▲ 29.1 (▲ 32.3)	3.3

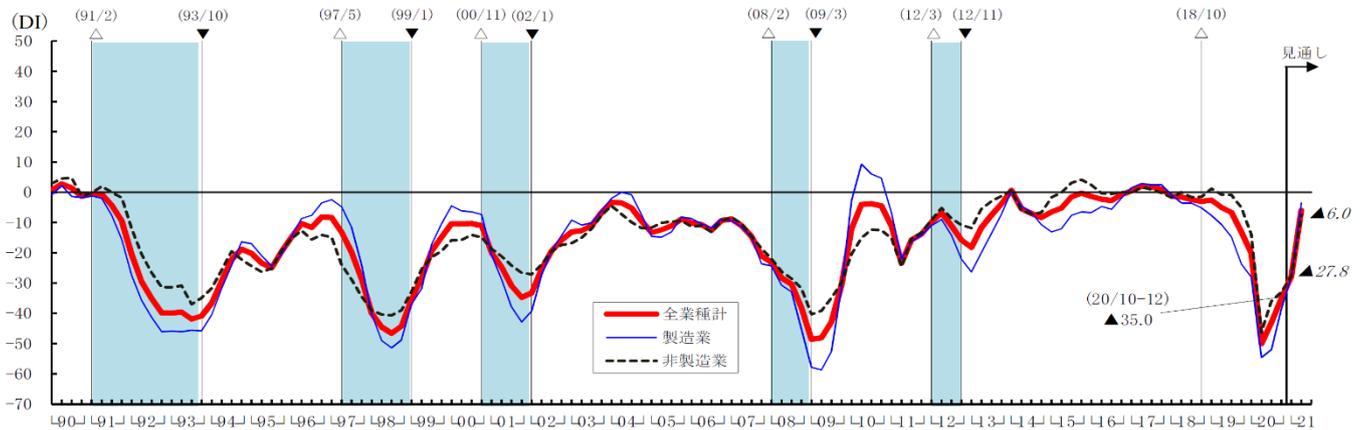


(注) 1 売上DIは、前年同期比で「増加」企業割合—「減少」企業割合(季節調整値)。

### 3 利益

- 今期の純益率DIは、前期からマイナス幅が8.0ポイント縮小し、▲35.0となった。
- 来期は▲27.8とマイナス幅が縮小し、来々期は▲6.0となる見通しである。

#### ■純益率DIの推移(季節調整値)



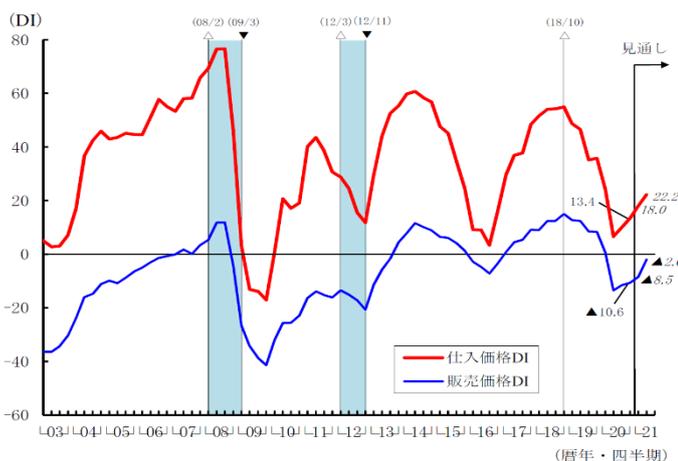
(注) 1 純益率DIは、前年同期比で「上昇」企業割合-「低下」企業割合(季節調整値)。

(暦年・四半期)

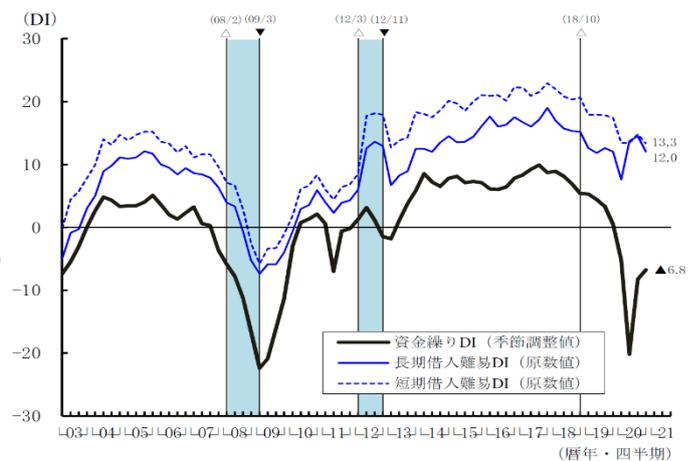
### 4 価格、金融関連

- 今期の販売価格DIは、前期から1.0ポイント上昇し、▲10.6となった。仕入価格DIは前期から3.5ポイント上昇し、13.4となった。来期の販売価格DI、仕入価格DIは、ともに上昇の見通しである。
- 今期の資金繰りDIは上昇、長期借入難易DI、短期借入難易DIはともに低下となった。

#### ■価格関連DIの推移(原数値)



#### ■金融関連DIの推移



- (注) 1 仕入価格DI、販売価格DIともに前年同期比で「上昇」企業割合-「低下」企業割合(原数値)。  
2 図中の数字は今期実績および見通し(斜体)の値を示す。

- (注) 1 資金繰りDIは前年同期比で「好転」企業割合-「悪化」企業割合(季節調整値)。  
2 借入難易DIは、前年同期比で「容易」企業割合-「困難」企業割合(原数値)。  
3 図中の数字は今期の実績値を示す。

全国中小企業動向調査結果(2020年10-12月期実績、2021年1-3月期以降見通し)の全文は、当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



経営情報  
レポート  
要約版



労務

職場環境を整え社員のパフォーマンスを向上させる

# 労働安全衛生法 改正のポイント

1. 労働安全衛生法改正のポイント
2. 産業医が果たすべき役割と面接指導の進め方
3. 職場の衛生管理と業務遂行能力低下への対策
4. 社員のパフォーマンス向上に繋がる取り組み事例



## 参考文献

「労働衛生のしおり」(中央労働災害防止協会) 「働き方改革法 労働基準法、労働安全衛生法、パート労働法、派遣法」(大村剛史、高亮) 「嘱託産業医 スタートアップマニュアル」(勝木美佐子、奥田弘美) 「産業保健と看護 2018vol.10」(長谷川素美)

# 1

## 企業経営情報レポート

# 労働安全衛生法改正のポイント

「働き方改革」によって、事業者は従業員の生活や健康を守りつつも、自社の生産性の向上や優秀な人材の確保という課題に対しても同時に取り組まなければなりません。

本レポートでは、働き方改革関連法案の改正のうち、労働安全衛生法の改正のポイントについて整理し、事業者が職場環境および労働者を守るために果たすべき義務について要点をまとめました。

### 働き方改革における労働安全衛生法改正の要点

1. 面接指導等の強化	①面接指導の義務化
	②労働者の申出による面接指導の対象拡大
	③労働時間の状況の把握
2. 産業医・産業保健機能の強化	①産業医の活動環境の整備
	②労働者の心身の状態に関する情報の取り扱い

### 面接指導等の強化

#### ①面接指導の対象・要件

これまで、長時間労働者への医師による面接指導制度が設けられていましたが、今回の改正では、面接指導の対象・要件として、下記の通り、従事する業務や勤務時間による条件が定められました。

#### 面接指導義務に関する改正のポイント

- 新たな技術、商品または役務の研究開発に係る業務に従事する労働者で、時間外・休日労働が月当たり 100 時間を超える者
- 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の対象者で、健康管理時間が 1 週間当たり 40 時間を超えた場合のその超えた時間が月 100 時間を超える者

#### ②事業者が講ずる措置

さらに、事業者は、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、また必要がある場合には、就業場所・職務内容の変更、有給休暇の付与、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置、健康管理時間が短縮されるための配慮等の措置を講じなければならないものとされています（労働安全衛生法第 66 条の 8 の 2 第 2 項・同法 66 条の 8 の 4 第 2 項による同法第 66 条の 8 第 5 項の準用）。

# 2

## 企業経営情報レポート

# 産業医が果たすべき役割と面接指導の進め方

本章では、職場環境を整えるうえで重要な、産業医が担うべき役割とその意義について解説します。事業者にとっては、産業医と上手く連携してそのメリットを最大限に活用することが、生産性の向上にも繋がることになります。

### ■ 医師による面接指導の意義

事業所での産業医面談には、主に3種類あります。①健康診断に基づく「保健指導」、②従業員からの申し出による「健康相談」、③「医師による面接指導」です。

このうち③「医師による面接指導」は、労働安全衛生法の規定によるもので、2種類に分けられます。

### ■ 医師による面接指導

- ①長時間労働者への面接指導：時間外・休日労働時間が1ヶ月あたり100時間以上の者で、疲労の蓄積が認められるものが対象（労働安全衛生法第66条の8）
- ②高ストレス者への面接指導：ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判断した者が対象（労働安全衛生法第66条の10）

上記①の対象である長時間労働者への医師による面接指導を行うために、まずは衛生委員会で規約作りなど下記に関する審議を行います（労働安全衛生規則第22条9号）。

### ■ 面接指導のための体制整備の手順

- ①長時間労働者に対する健康障害防止対策の実施計画の策定
- ②面接指導等の実施方法および実施体制
- ③労働者の申出が適切に行なわれるための環境整備
- ④申出を行ったことにより不利益な取扱いが行われないようにするための対策
- ⑤面接指導または面接指導に準ずる措置の実施対象者を定める基準の策定
- ⑥事業場における長時間労働による健康障害の防止対策の周知

法令では、時間外労働が月100時間を超える者について面接を行うよう規定されています。また、面接指導の体制については、衛生委員会など事業所側の組織が主体となって整備し、産業医との連携を密にしながら進めていきます。

# 3

## 企業経営情報レポート

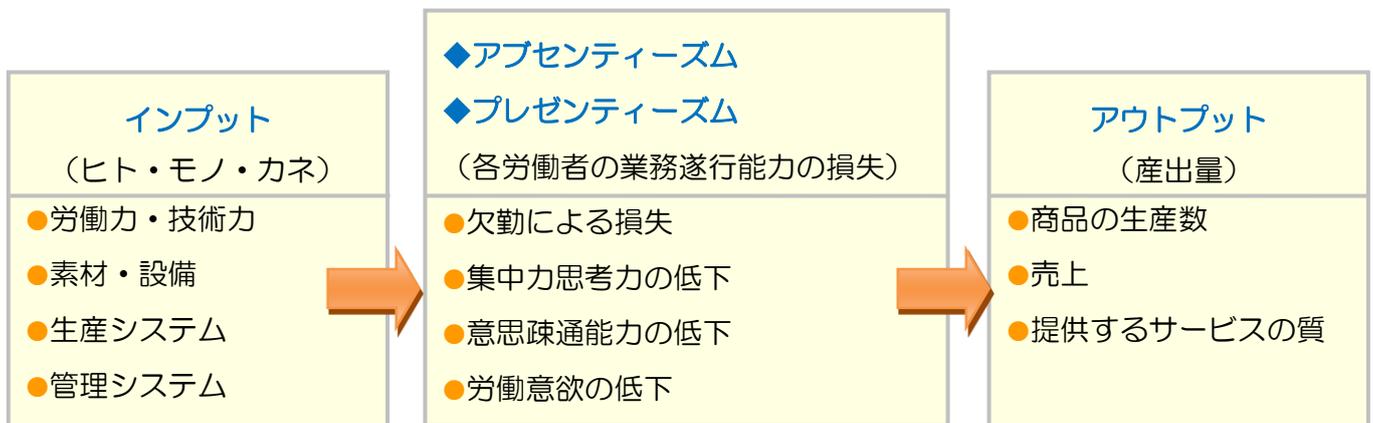
# 職場の衛生管理と業務遂行能力低下への対策

### ■ 職場環境とパフォーマンスの関係性

労働人口が減少し続けている日本の現状において、生産性の向上は非常に重要なテーマです。

「働き方改革」においても生産性の向上が前提となっており、この観点から職場における健康管理は必須の課題のひとつと言えるでしょう。

本章では、職場における健康管理が労働者のパフォーマンス、すなわち生産性に与える影響について考え、業務遂行能力の低下という損失を抑えるための考え方や取り組みについて述べていきます。



### ■ 職場における業務遂行能力の損失

#### (1) アブセンティーズムとは

生産性を「アウトプットをインプットで割ったもの」と考えると、生産性の向上のためには、設備や機器、システムや生産工程を良質なものに変える（モノに関する施策）他に、労働者一人ひとりの技能や労働意欲を高める（ヒトに関する施策）等の方策が考えられます。

不当な長期欠席や欠勤、特に労働争議等の計画的欠勤、さぼり癖などによる業務遂行能力の損失はアブセンティーズムと呼ばれます。突発的な欠勤というよりも、ある程度継続的な、あるいはしばしば繰り返される欠勤を意味します。

日本の場合、業務上の災害による欠勤は厚生労働省の統計で明確にされていますが、病欠や長期欠勤によるアブセンティーズムは統計をとるのが難しいと言われています。

これは病気で欠勤する場合は病気休暇ではなく年休で振り替えることが一般的であるため、明確に把握しづらいという実情があります。

実態把握のためにも、病気による欠勤の場合は病気休暇を使用しやすい職場環境づくりも視野に入れなければならないでしょう。

# 4

## 企業経営情報レポート

# 社員のパフォーマンス向上に繋がる取り組み事例

### ■ 喫煙対策とその評価事例

職場環境の改善による労働者の疾患対策として代表的なものが、喫煙対策の推進です。

間接的に労働者の疾病予防やたばこ関連の疾患による休業の回避、医療費の削減などの経済的効果を得られることが期待できます。

A社では、産業医による面接指導の結果に基づき、職場の屋内全面禁煙を実施するなど、積極的に禁煙対策に取り組んだ結果、喫煙者の割合が減り、喫煙に起因する疾病が減少しました。

また、この取り組みによって間接的に生産性の向上に寄与したと評価できます。

### ■ 事前アンケートにおける保険行動と生活習慣

質問事項	回答内容	回答指数
喫煙本数	平均喫煙本数	18.8本
	平均喫煙年数	23.9年
吸い始めた年齢	18歳以下	52.9%
	19～29歳	43.9%
	30歳以上	3.6%
「子どもの前ではたばこは吸わない」回答数		35.5%
禁煙に取り組む理由：健康を害したから 回答数		25.0%

### ■ 本事例における取組内容

- ① 任意のメンバーで構成される職場内プロジェクトチームによる喫煙対策の企画・推進
- ② 禁煙希望者に対する支援…医療機関での禁煙指導、情報提供、禁煙相談窓口の実施、など
- ③ 喫煙者の禁煙実施後の健康面における評価の実施

### ■ 本事例における取組内容

項目	性別	実施前	実施後
喫煙者の割合	男性	41.9%	38.0%
	女性	9.1%	7.5%
喫煙起因の疾病割合	男性	7.8%	5.4%
	女性	3.2%	2.1%

出典：「産業保健と看護」

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:経営戦略 > サブジャンル:IPO(株式公開)

# 公開市場の種類と特徴

公開市場の種類と特徴を教えてください。

日本の株式市場は「東京証券取引所」「名古屋証券取引所」「札幌証券取引所」「福岡証券取引所」の、4つの取引所で成り立っています。

## 1. 東京証券取引所

(1部、2部、マザーズ、ジャスダック、上場投信信託 (ETF)  
不動産投資信託 (J-REIT))

## 2. 名古屋証券取引所

(1部、2部、セントレックス)

## 3. 札幌証券取引所

(上場株式市場、アンビシャス)

## 4. 福岡証券取引所

(上場株式市場、不動産信託銀行、Q-Board)

東京証券取引所の「東証1部」「東証2部」に上場するためには、細かい審査基準をクリアする必要があります。

東証1部は、厳しい基準を満たした大企業だけが上場でき、有名企業の大半はここに上場しています。厳しい審査を通過して東証1部に分類された企業は企業の認知度、信頼度が大きく上がり、一種のステータスにもなっています。

東証2部は、東証1部より少しランクが下がる市場で、主に中堅企業が上場しています。

マザーズは、主に新興企業が上場しており、東証一部への昇格を視野に入れた成長企業向けの株式市場です。いわゆる「ベンチャー企業」向けの株式市場であり、上場審査基準は、東証1部・2部ほど厳しくはありません。

ジャスダックは「スタンダード」と「グロース」という市場に分かれるという点で「マザーズ」と異なります。

スタンダードは、一定の事業規模と実績を有する成長企業向け、グロースは将来の成長可能性に富んだ企業向けとなっています。

上場投信信託 (ETF) は、投資信託の一種の上場型投資信託であり、一般の投資信託は非上場ですが、これは株と同じように売買することができます。

不動産投資信託 (J-REIT) は、ETFと同様、上場型投資信託です。

不動産関連の投資信託のみで、ETFよりも投資対象が限られています。

ジャンル:経営戦略 > サブジャンル:IPO(株式公開)

# 公開後のディスクロージャー制度

公開後のディスクロージャー制度について  
教えてください。

ディスクロージャー制度とは、重要な会社情報を正確かつ公平にタイムリーに開示することを目的とする制度です。

公開後は金融商品取引法によるディスクロージャー制度、証券取引所の要請によるタイムリー・ディスクロージャー制度、商法によるディスクロージャー制度に従うことになります。

## (1)金融商品取引法のディスクロージャー制度

金融商品取引法のディスクロージャー制度は、投資家に対し適切な投資判断資料を提供することを目的としています。

## (2)タイムリーディスクロージャー制度

公開企業は、証券取引所や日本証券業協会の要請により、業績等に関する情報について適時、適切に開示することを求められています。

開示の対象となる情報を例示すると以下ようになります。

- ①増資や合併等の決定事項に関する情報
- ②災害や訴訟等の発生事項に関する情報
- ③決算内容や業績予想修正等の決算に関する情報

## (3)商法によるディスクロージャー制度

株式会社には以下のディスクロージャーが義務づけられています。

- ①毎期決算ごとに決算書類（貸借対照表、損益計算書、利益金処分案）を株主総会で報告もしくは承認を得ること。
- ②決算書類、付属明細書、監査報告書を5年間本店に、その謄本を3年間視点に据え置き、株主または債権者の要請に対し、閲覧可能にすること。
- ③定時株主総会の承認後遅滞なく貸借対照表、損益計算書またはその要旨を広告すること。

## 週刊 WEB 企業経営マガジン No. 710

---

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

---

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。

---